（参考様式１４）

　年　　月　　日

**【訪問リハ】リハビリテーションマネジメント加算に係る要件確認表**

|  |  |
| --- | --- |
| **１　事 業 所 名** |  |
| **２　届 出 項 目** | **１　リハビリテーションマネジメント加算（Ａ）イ**  **２　リハビリテーションマネジメント加算（Ａ）ロ**  **３　リハビリテーションマネジメント加算（Ｂ）イ**  **４　リハビリテーションマネジメント加算（Ｂ）ロ** |

|  |  |
| --- | --- |
| **【リハビリテーションマネジメント加算（Ａ）イ】　　（１）から（８）の基準を満たすこと。**  **【リハビリテーションマネジメント加算（Ａ）ロ】　　（１）から（９）の基準を満たすこと。** | |
| （１）指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、指定訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか一以上の指示を行っている。  （２）（１）における指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示の内容が（１）に掲げる基準に適合するものであると明確にわかるように記録している。  （３）リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員（※）と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録している。  （※）利用者及びその家族、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者  （４）訪問リハビリテーション計画について、当該計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、説明した内容等について医師へ報告している。  （５）３月に１回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、訪問リハビリテーション計画を見直している。  （６）指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行っている。  （７）以下のいずれかに適合すること。  ア）指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、居宅サービス計画に位置付けた指定訪問介護等の指定居宅サービスに係る従事者と利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行っている。  イ）指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、その家族に、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行っている。  （８）（１）から（７）の要件に適合することを確認し、記録している。  （９）利用者ごとの訪問リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 | はい　・　いいえ  はい　・　いいえ  はい　・　いいえ  はい　・　いいえ  はい　・　いいえ  はい　・　いいえ  はい　・　いいえ  （ア　・　イ）  該当に○  はい　・　いいえ  はい　・　いいえ |
| **【リハビリテーションマネジメント加算（Ｂ）イ】　　（１）から（８）の基準を満たすこと。**  **【リハビリテーションマネジメント加算（Ｂ）ロ】　　（１）から（９）の基準を満たすこと。** | |
| （１）指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、指定訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか一以上の指示を行っている。  （２）（１）における指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示の内容が（１）に掲げる基準に適合するものであると明確にわかるように記録している。  （３）リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員（※）と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録している。  （※）利用者及びその家族、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者  （４）３月に１回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、訪問リハビリテーション計画を見直している。  （５）指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行っている。  （６）以下のいずれかに適合すること。  ア）指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、居宅サービス計画に位置付けた指定訪問介護等の指定居宅サービスに係る従事者と利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行っている。  イ）指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、その家族に、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行っている。  （７）訪問リハビリテーション計画について、指定訪問リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対し説明し、利用者の同意を得ている。  （８）（１）から（７）までの要件に適合することを確認し、記録している。  （９）利用者ごとの訪問リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。 | はい　・　いいえ  はい　・　いいえ  はい　・　いいえ  はい　・　いいえ  はい　・　いいえ  はい　・　いいえ  （ア　・　イ）  該当に○  はい　・　いいえ  はい　・　いいえ  はい　・　いいえ |